

不適切な事務執行についての 質疑を行いました

執行部の度重なる不適切な事務執行により、市民の皆様との信頼関係を損ねる事態となったことを重く受けとめ、市長報告、教育長報告に対しそれぞれ質疑を行いました。

【報告内容】

①令和2年8月分の介護保険料特別徴収処理の誤りで、約4万2千人の市民の皆様へ、追加納付または還付の手続が必要となった。
 ②生活保護を受給している一世帯の方に対し、21カ月にかつたる住宅扶助費の認定・支給漏れが判明した。
 ③教育委員会における「学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針(素案)」

市長報告への質疑

問 大変重大な案件だ。多くの市民に影響を与えた案件について、市長の見解は
 答 市民の皆様にも多大なご迷惑をおかけしたことを、心からお詫び申し上げる。市民の健康と命を守る重要な職責から、事務執行の不手際は済まされない。命に直結することを肝に銘じ、福祉にかかわる職員の自覚と責任を徹底する。
 問 介護保険料のシステム処理にどのような誤りがあったのか。
 答 年に1度、8月分の徴収額で介護保険料の補正を行うが、変更処理を誤ったデータが日本年金機構に送付してしまった。
 問 追加徴収を仮に滞納した場合、延滞金やサービス停止など市民に不利益が生じるのか。
 答 現在、国との協議を行っている。
 問 事後処理にかかる財政負担をどう考えるのか。
 答 今回の件は全て市の責任であり、今後示す責任の取り方の中でしっかりと対応させていきたい。
 問 生活保護のケースワーカーの事務負担が大きい。働き方を見直す必要があるのではないか。
 答 残業時間は近年減少傾向にあるが、職務内容が複雑化している。事務改善、業務改善を含め検証する。

市長等の給料月額を減額する条例を 審議しました

この度の不適切な事務執行に対し、責任を明らかにするとの理由で、市長より「西東京市長等の給料月額の特例に関する条例」が上程されました。

【条例内容】

○給料月額を、市長は60%、副市長は50%、教育長は30%減額する。
 ○減額の特例期間は、令和2年10月1日から令和3年2月28日までの5カ月間とする。

【主な質疑】

問 どのような過程を経て議案の上程に至ったのか。
 答 8月7日に介護保険料の特別徴収処理に誤りが発生したとの一報を受け、関係者による会議等を開催し、市民の皆様、議会の皆様にごのような形でお伝えする

教育長報告への質疑

問 「学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針(素案)」に、どのような理由で11カ所もの誤りが生じたのか。
 答 基礎データから特徴的な部分を抜き出す際に、誤ったデータをコピーするなどしてしまった。
 問 教育委員会は昨年9月の不適切な文書の発出により、事務処理適正化等検討委員会を設置したばかり。なぜこのようなミスが繰り返されるのか。
 答 文書事務の適正化についての共通認識を持ち、対応策の検討を行ってきたが、その中で今回の事案が起きたことを深く反省している。今後しっかりと原因究明を行い、報告書として取りまとめたい。

審議しました

か協議をした。さまざまな経費が生じることがわかり、特別職3人で協議する中で具体的な判断をしたのは9月14日である。
 問 減給総額とその根拠は。
 答 約940万円である。新たな財政負担として生じる883万7千円も1つの判断基準としたが、大変重い責任がある事案であることを十分協議し決定した。
 問 不適切な事務執行による金銭的損失は介護保険の事務執行だけだが、教育長の減給分も補填するのか。
 答 総合的に捉え、特別職

議会における今後の対応について

介護保険料特別徴収の処理の対応状況等については、文教厚生委員会の特定事件として取り扱い、引き続き調査・確認してまいります。

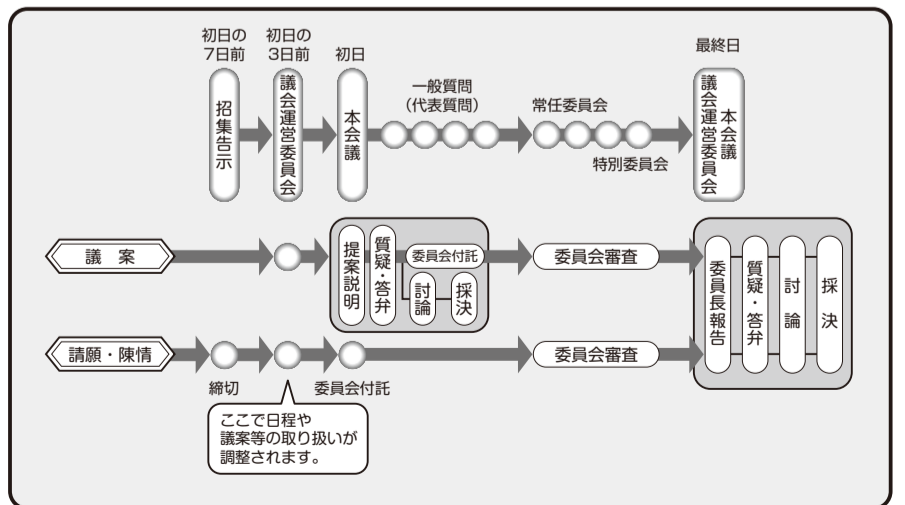
還付金詐欺、振り込み詐欺にご注意ください!

不安なことがあれば、市の専用ダイヤルへお電話を!
 ☎042-420-2867
 (平日午前8時30分〜午後5時)

市議会の流れ

議会トピックス②

市議会定例会の一般的な流れをご紹介します。
 定例会は、田無庁舎において毎年4回(3月、6月、9月、12月)開催されます。特定の案件については臨時会が招集されます。
 市議会が取り扱う議案等は数も多く、内容も幅広いことから、本会議だけでは限られた会期(議会の開催期間)の中で十分な審議を尽くすことができません。そこで、専門的・能率的に審査を行うために「委員会」を設置しています。
 委員会には、常設の「常任委員会」(企画総務、文教厚生、建設環境)と、議会の運営に関することを協議する「議会運営委員会」、必要に応じて設置する「特別委員会」(予算・決算を審査する予算特別委員会・決算特別委員会や市の重要事項を専門に審査する特別委員会)があります。
 委員会で審査したものは本会議に報告され、その多数決で最終的な市または議会の意思を決定します。



議会トピックス③

市議会に要望(請願や陳情)を提出するには どうしたらいいの?

請願・陳情とは、市政に対する要望等を文書で市議会に提出する制度です。

請願は、市議会議員1人以上の紹介が必要です。提出された請願は、所管の委員会に付託し審査され、最終的に本会議で採択・不採択が決まります。採択された請願は市長等に送付します。

議員の紹介がないものは陳情となります。議会運営委員会での話し合いの上、承認されたものは請願と同じように取り扱われます。

請願・陳情はいつでも受け付けますが、直近の定例会で議決を求めするためには、各定例会初日の5日前まで(土・日、祝日を除く。)にご提出ください。また、定例会の最終日の2日前までに提出されたものは、最終日に上程され、閉会中に審査が行われることになります。

なお、土・日、祝日の関係で、締切日が変わる場合がありますので、議会事務局にご確認ください。

請願(陳情)の書式例

表紙

本文

〇〇〇〇に関する請願	〇〇〇〇に関する請願(陳情)
紹介議員	請願(陳情)事項
議員氏名	1
議員氏名	2
議員氏名	趣旨(理由)
議員氏名	年月日
議員氏名	郵便番号
議員氏名	住所 市 町 丁目 番 号
議員氏名	氏名
	電話
	西東京市議会議員 様

※陳情の場合は、この用紙は必要ありません。